

例規（交規）第 24 号  
平成 2 年 8 月 31 日

最近改正

平成 13 年 2 月 19 日例規（交規）第 5 号  
平成 15 年 12 月 25 日例規（交規）第 35 号  
平成 19 年 5 月 15 日例規（交規）第 43 号

各部長・参事官・所属長 殿

千葉県警察本部長

交通情報提供車管理運用要綱の制定について

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成 2 年 9 月 1 日から実施することとしたので運用上誤りのないようにされたい。

別添

交通情報提供車管理運用要綱

第 1 趣旨

この要綱は、交通情報提供車を適正に管理し、かつ、効果的に運用するため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 意義

交通情報提供車とは、道路利用者に交通情報、突発事案発生時の各種情報、その他警察活動上必要な広報を表示画面により提供し、又は広報するための情報表示システム（以下「システム」という。）を装備した車両である。

第 3 システムの概要

1 特性

- (1) 機動性 車両と一体になったシステムであることから、移動が容易である。
- (2) 視認性 表示部は、上昇機能を有し、文字及び図形を赤、だいたい及び緑の 3 色表示できることから、視認が容易である。
- (3) 簡明性 文字及び図形により、情報の提供及び広報活動を行うことができる。

2 搭載機能

(1) 表示機能

文字及び図形表示

(2) 警告・警報機能

サイレン、スピーカー、赤色警光灯

3 表示部

区 分	表 示 部
画面サイズ	縦 1,800(mm) × 横 1,710(mm)
表示方法	(1) 1 画面（表示部）全体固定表示 (2) 3 段階固定表示

	(3) 1 段目流動、2 及び 3 段目固定表示
表示文字	16、24、32、48、64、96 ドットの文字選択及び 32 ドット以上の半角表示が可能

#### 第 4 運用基準

道路利用者に必要な交通情報等を提供するため、その特性を活用できる次のような場合に運用するものとする。

- 1 突発交通障害事案が発生したとき。
- 2 交通に著しい影響を与えるおそれのある交通規制を実施するとき。
- 3 交通の安全と円滑に支障を生じるおそれのある行事等が開催されるとき。
- 4 効果的な交通安全教育等に資するとき。
- 5 その他警察活動上、必要な広報活動を実施するとき。

#### 第 5 運用管理責任者

- 1 交通情報提供車の運用管理責任者は、交通部交通規制課長をもって充てる。
- 2 運用管理責任者は、交通情報提供車を適正に管理するとともに、効率的な運用に努めなければならない。

#### 第 6 任務分担及び要員

- 1 交通情報提供車の運用は、原則として運転担当者及び機械操作担当者各 1 人（以下「運用要員」という。）により行うものとする。
- 2 運用要員は、原則として、交通情報提供車の運用を必要とする所属の勤務員をもって充てる。

#### 第 7 運用手続等

##### 1 運用手続

所属長は、交通情報提供車の運用を必要とする場合は、交通情報提供車運用申請書（別記様式第 1 号。以下「運用申請書」という。）により、運用期日の前月の 20 日までに、運用管理者に申請するものとする。ただし、突発交通障害事案の発生時等、緊急を要する場合は、電話その他の方法により申請することができる。この場合においては、事後速やかに運用申請書を提出するものとする。

##### 2 表示、広報内容

表示又は広報内容については、有効表示文字数を勘案して運用申請所属で検討し、運用管理責任者と事前に協議すること。

#### 第 8 運用計画の策定

運用管理責任者は、各種行事、催事、道路工事等を勘案して、翌月分の交通情報提供車月間運用計画（別記様式第 2 号）を策定し、交通情報提供車の円滑な運用に努めるものとする。

#### 第 9 運用上の留意事項

- 1 交通情報提供車の運転に当たっては、車高、重量等の特殊性を考慮し、安全運転に心がけ、交通事故防止に努めること。
- 2 交通情報提供車の運用に当たっては、他の交通の妨害とならないよう、運用場所、運用方法等に配慮すること。
- 3 交通情報提供車の表示部の設置については、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年

7月28日運輸省令第67号)第55条の規定により、第42条の基準に関する緩和認定を受けているが、安全面を考慮し、走行中は表示しないこと。

4 交通情報提供車は、重量装備のため、運用場所は原則として舗装面とすること。

「以下様式省略」